# **News Release**



環境省同時発表

平成 25 年 7 月 16 日

# フロン回収・破壊法に基づくフロン類の破壊量等の集計結果(平成24年度分)を公表します

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)に基づき、フロン類破壊業者は、毎年度、主務大臣にフロン類の破壊量等の報告を行うこととなっております。

今般、経済産業省及び環境省は、フロン類破壊業者から平成 24 年度分の報告を受け、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

当省としましては、フロン回収・破壊法の円滑な施行により、フロン類の回収・破壊等が一層促進されるよう、環境省とも連携しつつ引き続き取り組んでまいります。

# 1. 集計結果の概要

#### (1)フロン類の破壊量

フロン類破壊業者が破壊したフロン類の破壊量は約4,440トンであり、平成23年度の破壊量と比較して約8%の増加となりました。

フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約218トン、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)が約2,393トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約1,829トンであり、HCFC及びHFCの破壊量は平成23年度より増加しましたが、CFCの破壊量は平成23年度より減少しています。

#### (2)特定製品別の引取量

フロン類破壊業者が引き取ったフロン類の量をフロン回収・破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)から回収したフロン類は約3,660トン、第二種特定製品(カーエアコン)から回収したフロン類\*は約812トンで、平成23年度と比べそれぞれ約7%、約20%の増加となりました。

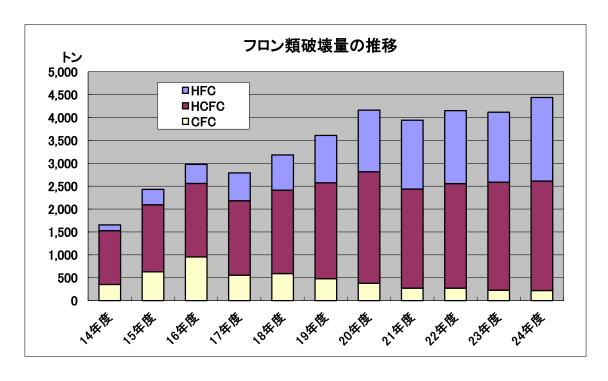
※ カーエアコンからのフロン類の回収は、平成 17 年 1 月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されています。

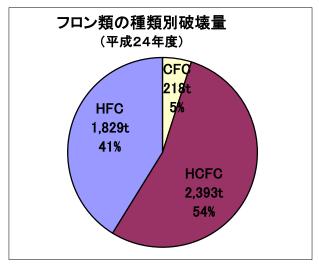
# フロン類の破壊量等の集計結果(平成24年度分)

(単位:kg)

					_
		CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量		12, 900	78, 464	48, 020	139, 383
	第一種(業務用冷凍空調機器)	191, 991	2, 414, 661	1, 053, 390	3, 660, 042
	第二種(カーエアコン)	24, 656	_	787, 832	812, 487
引き取った量の合計		216, 647	2, 414, 661	1, 841, 222	4, 472, 529
破壊した量		218, 140	2, 392, 783	1, 828, 713	4, 439, 637
年度末の保管量		11, 406	100, 342	60, 528	172, 276

※小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。





# 2. フロン回収・破壊法における今回の発表の位置付け

平成 14 年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品と第二種特定製品について、機器の廃棄時にフロン類の回収・破壊が義務付けられています。

平成 17 年 1 月 1 日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていた 第二種特定製品については、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づいて フロン類の回収が行われていますが、回収したフロン類の破壊はフロン回収・破壊法 に基づくフロン類破壊業者によって行われています。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後 45 日以内に、前年度に破壊したフロン類の量等を主務大臣に報告しなければならないとされており(法第 34 条第 3 項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされています(法第 46 条)。

今般、上記規定に基づき、フロン類破壊業者から平成24年度分のフロン類の破壊量等の報告がありましたので、その集計結果を公表するものです。

なお、今回の報告の対象は、主務大臣の許可を受けて平成 24 年度に破壊を行った 74 のフロン類破壊業者です。

#### 3. 今後の予定

第一種フロン類回収業者(第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行う者)からのフロン類の回収量等の報告(平成 24 年度分)が都道府県知事によって集計され、主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)あてに通知されることとなっており、これらを取りまとめた上で公表する予定です。

#### (用語の説明)

#### CFC(クロロフルオロカーボン):

冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書に基づき1995年末で生産が全廃された。一般的にHCFC、HFCよりも強力な温室効果ガスでもある。

#### HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン):

CFCの代替物として開発されたものであり、CFCに比べ効果は少ないもののオゾン層を破壊する物質。モントリオール議定書に基づき我が国においては2019年末全廃予定。強力な温室効果ガスである。

#### HFC (ハイドロフルオロカーボン):

CFC、HCFCの代替物として開発された、いわゆる代替フロン。オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減対象物質となっている。

#### フロン類破壊業者:

特定製品(第一種特定製品及び第二種特定製品)に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行う者。

### (参考1) 平成23年度分のフロン類の破壊量の集計結果

(単位:kg)

		CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量		14, 034	83, 465	48, 632	146, 130
	第一種(業務用冷凍空調機器)	191, 443	2, 356, 681	881, 827	3, 429, 951
	第二種(カーエアコン)	33, 453	ı	645, 487	678, 941
引き取った量の合計		224, 897	2, 356, 681	1, 527, 314	4, 108, 892
破壊した量		225, 980	2, 361, 682	1, 527, 977	4, 115, 639
年度末の保管量		12, 951	78, 464	47, 969	139, 383

<sup>※</sup>小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

#### (参考2) フロン回収・破壊法関係条文

#### 第三十四条

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、 前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければな らない。

第四十六条 主務大臣は、第二十二条第四項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(本発表資料のお問い合わせ先)製造産業局化学物質管理課長 三木 オゾン層保護等推進室長 岩松 担当者:下舘、千葉

電 話:03-3501-1511(内線 3711~5)

03-3501-4724 (直通)